

利 用 上 の 注 意

I 工業統計調査の概要

1. 調査の目的

工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則（昭和26年12月28日通商産業省令第81号）により実施される。

3. 調査の実施者

経済産業省

4. 調査の期日

平成26年工業統計調査は、平成26年12月31日現在で実施した。

5. 調査の範囲

日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる「大分類E—製造業」に属する事業所（国に属する事業所及び従業者3人以下の事業所を除く）である。

製造業の事業所とは、次の二つの条件をそなえた事業所をいう。

ア. 主として新製品の製造加工を行う事業所

イ. 製造加工した新製品を主として卸売する事業所

6. 調査の種類

(1) 甲調査 — 従業者30人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）

(2) 乙調査 — 従業者29人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）

7. 調査の方法

(1) 調査員調査方式

対象事業所に対し、調査員が調査票を個別に配布し、回収する調査方法。

(2) 国担当調査方式

対象企業・事業所に対し、経済産業省が調査票を郵送し、回収する調査方法。国担当調査には「本社一括調査」、「国直送調査」がある。

II 集計の概要

1. 数値の定義

本報告書において、「平成23年」の数値は「平成24年経済センサス-活動調査」（以下「活動調査」という。）、「平成22年」以前及び「平成24年」以後の数値は工業統計調査（以下「工業統計」という。）の結果によるものである。

調査結果のうち、売上（収入）金額、費用等の経理事項は、活動調査は平成23年1年間、工業統計は調査年1年間の数値である。また、経営組織、従業者等の経理事項以外の事項は、活動調査は平成24年2月1日現在、工業統計は調査年の12月31日現在の数値である。

2. 事業所の産業の決定方法

産業別に集計するための産業格付けの方法は、次のとおりである。

(1) 一般的な方法

- ①製造品が単品の事業所については、品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定する。
- ②製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上2桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので上2桁番号（中分類）を決定する。次に、その決定された上2桁の番号の品目について、前記と同様な方法で上3桁の番号（小分類）、さらに上4桁の番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付けとする。

(2) 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがある。

具体的には、「中分類22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業（転炉・電気炉を含む）」、「熱間圧延業」、「冷間圧延業」、「冷間ロール成形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業」の11産業である。

3. 用語の説明

事業所	一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているもの。
従業者数	従業者とは、当該事業所で働いている人をいい、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）も含まれる。一方、臨時雇用者は含まない。 統計表の中で「従業者数」、「従業者」又は「従業者数合計」のいずれかで表記されている集計値からは、さらに他の会社などの別経営の事業所への出向又は派遣している人（送出者）を除いている。 ①個人事業主及び無給家族従業者 業務に従事している個人事業主及びその家族で無報酬で常時就業している者をいい、実務に携わっていない事業主とその家族で手伝い程度の者は含まれない。 ②常用労働者 次のいずれかの者をいい、「正社員、正職員」、「パート・アルバイト等」及び「出向

・派遣受入者」に分けられる。

ア 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者

イ 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者

ウ 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などは、上記に準じる。

エ 取締役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

オ 事業主の家族で、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

※「正社員・正職員等」とは、雇用されている者で一般に「正社員」、「正職員」等と呼ばれている者。ただし、他企業に出向している者を除く。

※「パート・アルバイト等」とは、一般に「パートタイマー」、「アルバイト」、「嘱託」又はそれに近い名称で呼ばれている者。

※「出向・派遣受入者」とは、他の企業から受け入れている出向者及び人材派遣会社からの派遣従業者。

③臨時雇用者

常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者。

現金給与総額

1年間に常用労働者のうち雇用者（「正社員、正職員等」及び「パート・アルバイト等」をいう。）に対して支給された給与（基本給、諸手当）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与（常用労働者のうち雇用者に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額など）の額の合計。

原材料使用額等

1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税を含んだ額。

①原材料使用額

主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品などの使用額であり、原材料として使用した石炭、石油なども含む。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含む。

②燃料使用額

生産段階で使用した燃料費、荷物運搬用及び暖房用の燃料費、自家発電用の燃料費など。

③電力使用額

購入した電力の使用額であり、自家発電は含まない。

④委託生産費

原材料又は中間製品を他の企業などに支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃。

⑤製造等に関連する外注費

生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、梱包、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用。

⑥転売した商品の仕入額

1年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額。

製造品出荷額等	<p>1年間における製造品出荷額、加工賃収入額及びその他の収入額の合計であり、消費税及び内国消費税額を含んだ額。</p> <p>①製造品出荷額 事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の事業所に支給して製造させたものを含む。）を、平成26年中にその事業所から出荷した場合をいう。また、次の場合も製造品の出荷額に含まれる。 ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの。） ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成26年中に返品されたものを除く。）</p> <p>②加工賃収入額 他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他の所有に属する製品又は半製品に加工処理を加えた場合、これに対して受け取った加工賃又は受け取るべき加工賃。</p> <p>③その他の収入額 上記以外の収入。例えば、転売収入額（仕入れて又は受け入れて、そのまま販売したもの）、修理料収入額、冷蔵保管料収入額及び自家発電の余剰電力の販売収入額など。</p>
製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額	<p>事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他企業の事業所に支給して製造させた委託生産品を含み、他から支給された原材料及び下請け賃加工した受託生産品並びに仕入れてそのまま販売するものは含まない。</p>
有形固定資産	<p>1年間における数値であり、帳簿価額による。</p> <p>① 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。 ア 土地 イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む） ウ 機械及び装置（附属設備を含む） エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等</p> <p>② 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。</p> <p>③ 有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。</p>
リース契約による契約額及び支払額	<p>リースとは、賃貸借契約であって、物件を使用する期間が1年を超え、契約期間中は原則として中途解約のできないものをいう。</p> <p>なお、リース取引に係る会計処理を通常の売買取引に係る方法に準じて行っている場合は、有形固定資産の取得となる。</p> <p>①リース契約額 新規に契約したリースのうち、平成26年1月から12月までにリース物件が納入、設置されて検収が完了し、物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額をいい、消費税を含んだ金額。</p> <p>②リース支払額 平成26年1月から12月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額をいい、消費税額を含んだ金額。したがって、平成26年以前にリース契</p>

	約した物件に対して、当年において支払われたリース料を含む。
事業所敷地面積	事業所が使用（賃貸を含む。）している敷地の全面積。
事業所建築面積	①建築面積 事業所敷地面積内にあるすべての建築物の面積をいう。また、調査日現在建設中のものであっても、帳簿に計上（建設仮勘定として計上）したものは含まれる。 ②延べ建築面積 事業所敷地面積内にあるすべての建築物の各階の面積の合計。
1日当たり水源別用水量	1年間に事業所で使用した工業用水の総量を操業日数で割ったもの。 ①工業用水道 飲料に適さない工業用水を供給する水道から取水した水。 ②上水道 一般の水道水のこと、人の飲用に適する水を供給する水道から取水した水。 ③井戸水 浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水。 ④その他の淡水 上記のいずれにも属さない淡水で、回収水以外のもの。例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水（地表水）、河川敷又は旧河川敷内において、集水埋きよによって取水した水（伏流水）、農業用水路から取水した水、他の工場、事業所から供給を受けた水など。 ⑤回収水 事業所内で一度使用した水のうち、循環して使用している水。回収装置（冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置など）を通すかどうかは問わない。
1日当たり用途別用水料	1年間に事業所で使用した工業用水の総量を操業日数で割ったもの。 ①ボイラ用水 ボイラ内で蒸気を発生させるために使用された水。 ②原料用水 製品の製造過程において、原料としてそのまま使用された水、あるいは製品原料の一部として添加使用された水。 ③製品処理用水及び洗じょう用水 原料、半製品、製品などの浸漬や溶解などの物理的な処理を加えるために使用された水及び工場の設備又は原料・製品などの洗じょう用に使用された水。 ④冷却用水・温調用水 工場の設備又は原料・製品などの冷却用に使用された水及び工場内の温度又は湿度の調整用に使用された水。 ⑤その他の用途に使われた水 上記のいずれにも属さない用水。工場内での従業員の飲料水、雑用水など。
内国消費税額	消費税を除く内国消費税額と推計消費税額の合計。 ①消費税を除く内国消費税額 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付税額又は納付すべき税額の合計。

②推計消費税額

平成13年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

4. 項目計算式

生産額	甲	製造品出荷額＋加工賃収入額＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額） ＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）
	乙	製造品出荷額＋加工賃収入額＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）
付加価値額		製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－内国消費税額－原材料、燃料、電力の使用額－原価償却額
粗付加価値額		製造品出荷額等－内国消費税額－原材料、燃料、電力の使用額
有形固定資産年末現在高		年初現在高＋取得額－除却額－減価償却額
有形固定資産年初現在高		年初土地＋年初有形計
建設仮勘定の年間増減		増加額－減少額
投資総額	甲	取得額（中古土地＋新規有形＋中古有形）＋建設仮勘定の年間増減
	乙	取得額（中古土地＋新規有形＋中古有形）
付加価値率		付加価値額 ÷（生産額－内国消費税額）×100
付加価値生産性		付加価値額 ÷ 従業者数
現金給与率		現金給与額 ÷（生産額－内国消費税額）×100
原材料率		原材料使用額等 ÷（生産額－内国消費税額）×100
労働生産性		生産額 ÷ 従業者数
在庫率		年末在庫額（製品＋半製品）÷ 製造品出荷額計×100
製造品出荷額		品目番号091111～329999までの出荷額計－加工賃収入額 （品目番号下2桁が9の計）

（注）本報告書では、製造品出荷額に「製造工程からでたくず・廃物」を加算している。

※「付表15～18」、「統計表 1(1)・(2)、2、4」

※「統計表3」に「製造工程からでたくず・廃物」の金額等を掲載している。

5. 産業分類について

(1) 本文、表及びグラフでの産業名の略称及び産業3類型の区分は、次のとおりである。

番 号	名 称	省略した名称	番 号	名 称	省略した名称
※ 09	食料品製造業	食 料 品	○ 21	窯業・土石製品製造業	窯 業 ・ 土 石
※ 10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲 料 ・ 飼 料	○ 22	鉄鋼業	鉄 鋼
※ 11	繊維工業	繊 維	○ 23	非鉄金属製造業	非 鉄 金 属
○ 12	木材・木製品製造業	木 材 ・ 木 製 品	○ 24	金属製品製造業	金 属 製 品
※ 13	家具・装備品製造業	家 具 ・ 装 備 品	△ 25	はん用機械器具製造業	は ん 用 機 械
○ 14	パルプ・紙・紙加工品製造業	パ ル プ ・ 紙	△ 26	生産用機械器具製造業	生 産 用 機 械
※ 15	印刷・同関連産業	印 刷	△ 27	業務用機械器具製造業	業 務 用 機 械
○ 16	化学工業	化 学	△ 28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電 子 部 品 ・ デ バ イ ス
○ 17	石油製品・石炭製品製造業	石 油 製 品	△ 29	電気機械器具製造業	電 気 機 械
○ 18	プラスチック製品製造業	プ ラ ス チ ッ ク	△ 30	情報通信機械器具製造業	情 報 通 信 機 械
○ 19	ゴム製品製造業	ゴ ム 製 品	△ 31	輸送機械器具製造業	輸 送 機 械
※ 20	なめし革・同製品・毛皮製造業	皮 革	※ 32	その他の製造業	そ の 他

(注1) 産業3類型の区分については番号欄に次の記号で表記。

○：基礎素材型産業、△：加工組立型産業、※：生活関連・その他型産業

(2) 日本標準産業分類の改定に伴い、平成26年調査より工業統計調査用産業分類も改定した。改定内容については表1参照。

(3) 工業統計調査用産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。例外については次のとおりである。

工業統計調査用産業分類	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき紙製造業(1421洋紙製造業、1423機械すき紙製造業を統合)	1421 洋紙製造業 1423 機械すき紙製造業

(4) 「中分類18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)」の別掲については、次のとおりである。

製造品名	分類	製造品名	分類
家具・装備品	13	がん具・運動用具	325
プラスチック製版	1521	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
写真フィルム(乾板を含む)	1695	漆 器	3271
手 袋	2051	畳	3282
耐 火 物	215	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
と 石	2179	ほうき・ブラシ	3284
模造真珠	2199	喫煙用具(貴金属・宝石製を除く)	3285
歯 車	2531	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔 法 瓶	3289
注 射 筒	2741	看板・標識機	3292
義 歯	2744	パレット	3293
装身具・装飾品・ボタン・同関連品(貴金属・宝石製を除く)	322	モデル・模型	3294
か つ ら	3229	工業用模型	3295
時 計 側	3231	レコード	3296
楽 器	324	眼 鏡	3297

6. 地域区分

本文、表及びグラフで用いる地域区分は次のとおりである。

鹿角地域	鹿角市、鹿角郡（小坂町）
大館・北秋田地域	大館市、北秋田市、北秋田郡（上小阿仁村）
能代・山本地域	能代市、山本郡（藤里町、三種町、八峰町）
秋田周辺地域	秋田市、男鹿市、潟上市、南秋田郡（五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村）
本荘・由利地域	由利本荘市、にかほ市
大曲・仙北地域	大仙市、仙北市、仙北郡（美郷町）
横手・平鹿地域	横手市
湯沢・雄勝地域	湯沢市、雄勝郡（羽後町、東成瀬村）

（注）平成26年12月31日現在の市町村区分による。

【参考】

平成16年11月から平成18年3月までの合併の状況

合併日	新市町名	旧市町村名	備考
平16.11.1	<small>みさとちょう</small> 美郷町	六郷町、千畑村、仙南村	3町村合併：新設
平17.1.11	<small>あきたし</small> 秋田市	秋田市、河辺町、雄和町	河辺町・雄和町が秋田市に編入
平17.3.22	<small>おがし</small> 男鹿市	男鹿市、若美町	2市町合併：新設
平17.3.22	<small>ゆきわし</small> 湯沢市	湯沢市、稲川町、雄勝町、皆瀬村	4市町村合併：新設
平17.3.22	<small>ゆりほんじょうし</small> 由利本荘市	本荘市、矢島町、岩城町、由利町 西目町、鳥海町、東由利町、大内町	8市町合併：新設
平17.3.22	<small>かたがみし</small> 潟上市	昭和町、飯田川町、天王町	3町合併：新設
平17.3.22	<small>だいせんし</small> 大仙市	大曲市、神岡町、西仙北町、中仙町 協和町、南外村、仙北町、太田町	8市町村合併：新設
平17.3.22	<small>きたあきたし</small> 北秋田市	鷹巣町、森吉町、阿仁町、合川町	4町合併：新設
平17.6.20	<small>おおだてし</small> 大館市	大館市、比内町、田代町	比内町・田代町が大館市に編入
平17.9.20	<small>せんぼくし</small> 仙北市	角館町、田沢湖町、西木村	3町村合併：新設
平17.10.1	<small>よこてし</small> 横手市	横手市、増田町、平鹿町、雄物川町 大森町、十文字町、山内村、大雄村	8市町村合併：新設
平17.10.1	<small>にかほし</small> にかほ市	仁賀保町、金浦町、象潟町	3町合併：新設
平18.3.20	<small>みたねちょう</small> 三種町	琴丘町、山本町、八竜町	3町合併：新設
平18.3.21	<small>のしろし</small> 能代市	能代市、二ツ井町	2市町合併：新設
平18.3.27	<small>はっほうちょう</small> 八峰町	八森町、峰浜村	2町村合併：新設

合併後の郡の状況（平成18年3月以降）

郡名	合併前の町村名	合併後の町村名
鹿角郡	小坂町	小坂町
北秋田郡	鷹巣町、比内町、森吉町、阿仁町、	上小阿仁村

	田代町、合川町、上小阿仁村	
山本郡	琴丘町、二ツ井町、八森町、山本町、八竜町、藤里町、峰浜村	藤里町、三種町、八峰町
南秋田郡	五城目町、昭和町、八郎潟町、飯田川町、天王町、井川町、若美町、大潟村	五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村
河辺郡	河辺町、雄和町	
由利郡	仁賀保町、金浦町、象潟町、矢島町、岩城町、由利町、西目町、鳥海町、東由利町、大内町	
仙北郡	神岡町、西仙北町、角館町、中仙町、田沢湖町、協和町、南外村、仙北町、西木村、太田町、	
	六郷町、千畑町、仙南村	美郷町
平鹿郡	増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村、大雄村	
雄勝郡	稲川町、雄勝町、羽後町、東成瀬村、皆瀬村	羽後町、東成瀬村

7. 記号及び注記

(1) 統計表中の記号

[X] 統計法により公表を控えた場合（事業所が1又は2の場合に、個々の申告者の秘密を守るために数値を秘匿した箇所である。また、3以上の事業所に関する数値でも前後の関係から秘匿した事業所に関する数値が判明する箇所も「X」で表している。）

[0] 掲載単位に満たない場合

[-] 該当数値がない場合

[▲] 数値がマイナスの場合

(2) 端数は単位未満を四捨五入したため、合計と内訳の計は一致しないことがある。

8. 誘致企業

誘致企業については、「工業振興の概要（県産業労働部）」に掲載されている、県が誘致した事業所を対象としている。

9. その他

インターネットで統計情報をご覧になれます。

アドレス <http://www.pref.akita.lg.jp/tokei/>

10. 問い合わせ先

秋田県企画振興部調査統計課経済統計班

〒010-8570 秋田市山王4丁目1番1号 電話 018-860-1256

表1 工業統計調査用産業分類新旧対応表

旧	新	変更内容
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	12 木材・木製品製造業(家具を除く)	
121 製材業、木製品製造業	121 製材業、木製品製造業	
1211 一般製材業	1211 一般製材業	
1212 単板(ベニヤ)製造業	1212 単板(ベニヤ)製造業	
1213 床板製造業		
1214 木材チップ製造業	▶ 1213 木材チップ製造業	分類番号変更
1219 その他の特殊製材業	1219 その他の特殊製材業	
122 造作材・合板・建築用組立材料製造業	122 造作材・合板・建築用組立材料製造業	
1221 造作材製造業(建具を除く)	1221 造作材製造業(建具を除く)	
1222 合板製造業	1222 合板製造業	
1223 集成材製造業	1223 集成材製造業	
1224 建築用木製組立材料製造業	1224 建築用木製組立材料製造業	
1225 パーティクルボード製造業	1225 パーティクルボード製造業	
1226 繊維板製造業	1226 繊維板製造業	
1227 銘木製造業	1227 銘木製造業	
	▶ 1228 床板製造業	分類番号変更
24 金属製品製造業	24 金属製品製造業	
243 暖房装置・配管工事用附属品製造業	▶ 243 暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業	名称変更
2431 配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)	2431 配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)	
2432 ガス機器・石油機器製造業	2432 ガス機器・石油機器製造業	
2433 温風・温水暖房装置製造業	2433 温風・温水暖房装置製造業	
2439 その他の暖房・調理装置製造業(電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く)	2439 その他の暖房・調理装置製造業(電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く)	